平成２１年（フ）第１２３号
兵庫県西脇市西脇693番地の１の１
破産者　稲垣　全彦
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第７９号
広島県福山市引野町３丁目24番４号　サンシャイン101
破産者　神垣　繁治
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第８１７号
愛媛県松山市畑寺２丁目３番38号　プチシャンス303号、開始決定時の住所愛媛県松山市桑原５丁目２番34号
破産者　橋本　法晶
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３０号
熊本県八代市植柳上町624番地16
破産者　前田　久明
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１７０号
鹿児島県奄美市名瀬久里町８番11号
破産者　川口小百合（旧姓蘇武）
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第９号
栃木県足利市大月町1404番地６
破産者　田村　　実
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１１１号
茨城県神栖市大野原２丁目28番26号栄荘Ｆ
破産者　樫木　　弘
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第５８４号
栃木県佐野市堀米町3508ヴァン・ヴェールＫＩＫＵＧＡＷＡ102号、住民票上の住所群馬県前橋市六供町１丁目18番地５ロイヤルパレス203号
破産者　三浦　一盛
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第９６号
さいたま市浦和区高砂２丁目６番15号
破産者　鈴木　　稔
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
さいたま市浦和区針ケ谷３―２―12　エスポワールヨノ307、住民票上の住所さいたま市緑区東浦和２丁目43番地１　エレガントイースト103
破産者　早乙女　唯
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６３号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2248番地５
破産者　村口　光良
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第２３５号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草30番地３
破産者　村上　隆輝
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３５６１号
愛知県海部郡美和町大字木田字池ノ島95番地の１
破産者　日比野　誠
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８４０号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷673番地12、開始決定時の住所名古屋市中川区松ノ木町１丁目59番地の２
破産者　小澤　一寿
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８４１号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷673番地12、開始決定時の住所名古屋市中川区松ノ木町１丁目59番地の２
破産者　小澤昭禧こと　李　　昭禧
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０３号
名古屋市北区喜惣治２丁目200番地　喜惣治荘９棟201号
破産者　木須　信夫
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３０２号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目４番４―104号
破産者　岩井　孝道
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６号
釧路市美原５丁目61番12号
破産者　田村　清治
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所